

## 1 監査基準とは

- ◆ 監査委員が監査等を行うにあたって従うべき基本原則や実施手順。

## 2 基準策定にかかる背景・目的

### ◆ 第31次地方制度調査会答申（平成28年3月）

現行の監査制度においては、監査の目的や方法論等の共通認識が確立されておらず、監査基準に関する規定が法令上ないことから、各地方公共団体において、独自の監査基準や監査委員の裁量によって監査が実施され、判断基準や職務上の義務の範囲が不明確となっている。

監査の実効性や独立性・専門性の向上のため、地方公共団体共通の統一的な基準の策定等が必要である。



### ◆ 地方自治法等の一部改正（平成29年6月9日公布）

監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め公表する。（令和2年4月1日施行）

監査基準の策定について、国は指針を示し、必要な助言を行う。

## 3 本県の基準策定にかかる考え方

- ◆ 総務省が示した指針に沿い、山形県監査委員が合議のうえ策定する。
- ◆ 第6条に、本県独自に、「**指導的機能の発揮**」に関する条文を盛り込む。

## 4 山形県監査委員監査基準の施行日

- ◆ **令和2年3月中に公表（県公報掲載）し、令和2年4月1日から施行する。**

## 5 第1章 一般基準（第1条～第7条）

- ◆ 監査委員が行う監査等の範囲、目的、監査委員の独立性、専門性等を規定。
  - 監査委員が行うこととされている監査等の範囲及び目的（第1条～第2条）
    - ⇒ 財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等審査、内部統制評価報告書審査
  - 監査委員に求められているもの（第3条～第7条）
    - ⇒ 高潔な人格、誠実性等（第3条）、独立的、客観的な立場、公正不偏の態度、正当な注意（第4条）、優れた識見、専門能力の向上、知識の蓄積（第5条）、指導的な機能の発揮（第6条）、監査の質の確保（第7条）

## 6 第2章 実施基準（第8条～第14条）

- ◆ 監査等を実施するにあたっての手続き等を規定。
  - 監査計画の策定（第8条）
  - 監査等の対象のリスクを識別、内容及び程度を検討し監査等を実施（第9条）
  - 内部統制に依拠する程度を勘案し監査等を実施（第10条）
  - 監査等の実施手続及び証拠入手（第11条～第12条）
  - 監査等の有機的な連携及び調整（第13条）
  - 外部監査人等との連携（第14条）

## 7 第3章 報告基準（第15条～第19条）

- ◆ 監査等を実施した後の報告等にかかる手続き等を規定。
  - 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出、記載事項（第15条～第16条）
  - 監査委員が合議して決定する事項（第17条）
  - 監査の結果にかかる公表の方法（第18条）
  - 措置内容の通知を受けた場合の公表の方法（第19条）

## 8 山形県監査委員監査基準の特徴

- ◆ 監査委員が保つべき倫理規範、態度、専門性、指導的機能等について明確化。（第3条～第7条）
- ◆ 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討したうえで監査等を実施する。（第9条）
- ◆ リスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断する。（第10条）